

改正後	現行
<p>②～⑱ (略)</p> <p>⑲ <u>通所報酬告示第3の13の福祉・介護職員等特定処遇改善加算</u> については、2の(1)の⑰を準用する。</p> <p>(4) 居宅訪問型児童発達支援給付費</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>通所報酬告示第4の6の福祉・介護職員等特定処遇改善加算</u> については、2の(1)の⑰を準用する。</p> <p>(5) 保育所等訪問支援給付費</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>通所報酬告示第5の5の福祉・介護職員等特定処遇改善加算</u> については、2の(1)の⑰を準用する。</p> <p>第3 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第123号。以下「入所報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設給付費</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 強度行動障害児特別支援加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注7の強度行動障害児特別支援加算については、対象となる障害児は1人からでも加算をすることは可能であるが、その場合でも、実践研修修了者を1人以上配置して、当該児童についての支援計画シート等を作成する等設</p>	<p><u>態とすること。</u></p> <p>②～⑱ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 居宅訪問型児童発達支援給付費</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 保育所等訪問支援給付費</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第3 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第123号。以下「入所報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設給付費</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 強度行動障害児特別支援加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注7の強度行動障害児特別支援加算については、対象となる障害児は1人からでも加算をすることは可能であるが、その場合でも、実践研修修了者を1人以上配置して、当該児童についての支援計画シート等を作成する等設</p>

改正後	現 行
<p>備及び職員配置基準等を満たす必要があること。</p> <p>また、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに700単位を加算することができるとしているが、これは重度の行動障害を有する障害児が、入所の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた必要な職員を配置するものであること。</p> <p>なお、特別処遇期間は1人につき、3年間を限度とする継続した入所支援計画に基づき行うものであるが、その計画期間内においても、随時、障害の軽減が十分図られた時点で本加算は算定しないものであること。</p> <p>同加算は、行動障害の軽減を目的として各種の指導・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことにも留意されたい。</p> <p>⑦～⑰ (略)</p> <p>⑱ 入所報酬告示第1の12の福祉・介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>備及び職員配置基準等を満たす必要があること。<u>なお、従来の強度行動障害児特別支援加算を算定していた事業所については、経過措置として平成31年3月31日までの間は、実践研修修了者又は基礎研修修了者が配置されていない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合については、加算の対象とする。ただし、経過措置期間中であっても、実践研修修了者を配置している場合にあっては、支援計画シート等を作成するよう努めること。</u></p> <p>また、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに700単位を加算することができるとしているが、これは重度の行動障害を有する障害児が、入所の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた必要な職員を配置するものであること。</p> <p>なお、特別処遇期間は1人につき、3年間を限度とする継続した入所支援計画に基づき行うものであるが、その計画期間内においても、随時、障害の軽減が十分図られた時点で本加算は算定しないものであること。</p> <p>同加算は、行動障害の軽減を目的として各種の指導・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことにも留意されたい。</p> <p>⑦～⑰ (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>については、第2の2の(1)の⑰を準用する。</u></p> <p>(2) 医療型障害児入所施設給付費 ①～⑨ (略) <u>⑩ 入所報酬告示第2の8の福祉・介護職員等特定処遇改善加算</u> <u>については、第2の2の(1)の⑰を準用する。</u></p> <p>第4 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第126号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 特定事業所加算の取扱いについて (1)・(2) (略) (3) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第181号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）の具体的運用方針 厚生労働大臣が定める基準における各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。 ①・② (略) ③ 特定事業所加算（Ⅲ）について 厚生労働大臣が定める基準第2号ハの(3)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1</p>	<p>(2) 医療型障害児入所施設給付費 ①～⑨ (略) (新設)</p> <p>第4 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第126号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 特定事業所加算の取扱いについて (1)・(2) (略) (3) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第181号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）の具体的運用方針 厚生労働大臣が定める基準における各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。 ①・② (略) ③ 特定事業所加算（Ⅲ）について 厚生労働大臣が定める基準第2号ハの(3)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1</p>